謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。 このたび、「保医発0430 第3号」により下記の検査項目に検査実施料 が新設されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

■ 検査方法が追加された項目

検査項目

カルプロテクチン(糞便) [(潰瘍性大腸炎の病態把握を目的とした場合)金コロイド法]

▼ 詳細内容

検査項目	カルプロテクチン(糞便)[金コロイド法]
保険点数	276点
判断料	尿·糞便等検査判断料(34点)
診療報酬 点数表区分	「D003」糞便検査の9
備考	ア. 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、FEIA法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
	イ. 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、ELISA 法、FEIA法 又は金コロイド凝集法 により測定した場合に、3月に1回を限 度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行 う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細 書の摘要欄に記載すること。
	ウ. 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助又は 潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D313」 大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定 する。

■ 適用日

2020(R2)年 5月 1日(金)から適用



http://www.s-cyuken.co.jp/